

令和元年度
第2回埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会
次 第

日 時 令和元年11月19日(火)
午後2時から
場 所 三芳町役場
3階 301会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

- (1) 道路運送法第79条の6(更新登録申請)に係る協議案件
- (2) 旅客から収受する対価の変更申請に係る協議案件について
- (3) 登録事項変更に係る報告案件について
- (4) その他

4 閉 会

○事務局 皆様、大変長らくお待たせいたしました。定刻となりました。

開会を富士見市障がい福祉課、益子課長にお願いいたします。

○益子副会長 皆様、こんにちは。富士見市障がい福祉課の益子でございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまから令和元年度第2回埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会を開会させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、三室会長から挨拶をお願いいたします。

○三室会長 皆さん、こんにちは。三芳町福祉課の三室と申します。本日お忙しい中、令和元年度第2回埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会にご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、更新登録申請に係る協議案件15件、旅客から収受する対価の変更申請に係る協議案件2件、計17件の協議案件がございます。スムーズな進行に努めてまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

申し遅れましたが、私は事務局を担当いたしますふじみ野市障がい福祉課の山本と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、本日使用する資料について確認をさせていただきます。本日は、事前に送付させていただきました資料としまして本日の次第、協議案件資料としまして道路運送法第79条の6（更新登録申請）に係る協議案件、川越市4件、狭山市1件、入間市4件、朝霞市1件、和光市1件、新座市2件、富士見市1件、ふじみ野市1件の計15件。続きまして、旅客から収受する対価の変更申請に係る協議案件につきまして、川越市1件、ふじみ野市1件の計2件。報告案件資料としまして、登録事項変更に係る報告案件10件、4市分。以上でございます。皆様、資料はお揃いでしょうか。よろしいですか。

続きまして、委員の出欠についてでございますけれども、本日は全体委員の石野委員、所沢市の石井委員、植村委員、志木市の長谷川委員、和光市の梅津委員、新座市の須田委員からご欠席の連絡をいただいております。また、事業所による説明をするために事業所の方が出席をしております。

それでは、進行については三室会長にお願いいたします。

○三室会長 それでは、協議に入る前に事務局に確認いたします。

本日の傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 はい。傍聴者1名いらっしゃいます。

以上です。

○三室会長 当運営協議会は原則公開ということになっております。

傍聴を許可するというごことでご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 よろしいですね。傍聴許可ということで、傍聴者の入場案内をお願いいたします。

〔傍聴者入場〕

○三室会長 扉のほうを閉めていただけますか。

それでは、次第に基づいて順次議事を進行してまいります。

なお、本日の会議内容については、議事録作成のため録音させていただいております。説明される事務局、事業所様、ご質問される委員の皆様につきましては、発言の際はマイクを受け取り、所属とお名前を言ってからお願いいたします。

それでは、議題（１）、道路運送法第79条の6（更新登録申請）に係る協議案件について、1件ずつ概要説明の後、続けて協議に入ってまいります。

更新登録申請に係る協議案件は15件です。

なお、審査資料15のふじみ野市の特定非営利活動法人ひまわりについては、更新登録申請とあわせて旅客から収受する対価の変更申請についても協議を行います。

説明の前に、次の協議案件の事業者様におきましては、答弁席の横でご準備いただきますようお願いいたします。なお、事業者様におかれましては、ご自身に係る協議が終了しましたら、ご退場いただいても結構です。

初めに、審査資料1、川越市の特定非営利活動法人サポートネットはぐくみにつきまして、川越市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○特定非営利活動法人サポートネットはぐくみ 初めまして。サポートネットはぐくみと申します。よろしく申し上げます。

名称は、特定非営利活動法人サポートネットはぐくみと申します。住所は、鶴ヶ島市五味ヶ谷257番7号です。代表者は小澤弘です。事業所の名称は、NPOサポートネットはぐくみと申します。住所は、鶴ヶ島市五味ヶ谷257番地です。

次に、運送の主体について、事業所の概要について説明します。事業開始は平成18年3月6日、今回5回目の更新申請となります。利用会員は、全員が身体不自由者で、利用会員は144名で、入間東地区全体の10%ぐらいを推移しています。

事故について、幸いにして対人、対物等も発生しておりません。特に昨今問題になっていますアルコールチェック、ドライブレコーダー、これを導入しております。それと、ドライバーに関しては月1回、全体のミーティング、これは管理者から全て理事長まで入ってミーティングを行って、事故のないように努めております。それから、私も安全管理指導員ということで登録されていますので、特に安全運転に関しては朝、アルコールチェックや対面点呼、それから電話点呼、この電話点呼というのは直接利用者の方に行く方に関しては電話なりメールなりで点呼を行っております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○事務局（川越市） 事務局から補足説明させていただきます。川越市障害者福祉課の佐藤と申します。

このたびの旅客名簿に関してなのですが、1人で公共交通機関を利用できない旨を事業所のほうから聞き取りで確認しております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○三室会長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問ございましたらお願いたします。大丈夫ですか。

○笹沼委員 埼玉移送の笹沼と申します。これからそれぞれの更新申請があるのですがけれども、今はぐくみさんのほうからは特に事故はないということで、重大事故は報告することにはなっているので、すけれども、ちょっとした小さな事故等もありましたら、この後の団体のほうも報告いただければありがたいと思いますので、よろしくお願いたします。

あと、保険のほうに関しては、特にチェック項目というか、35歳以下は乗らないとか、そういうことがいろいろあると思うのですがけれども、そういうところは全部事前にチェックしているということではよろしいでしょうか。

○特定非営利活動法人サポートネットはぐくみ はい。一応保険のほうには、持ち込みの車が4台ありまして、レジャーになっていますけれども、保険会社のほうに確認とれて、保険が出ますということで確認とれています。

○笹沼委員 大丈夫ですね。わかりました。ありがとうございます。

○三室会長 ほかにございますか。では、青木委員。

○青木委員 今笹沼副会長からあった事故の件、小さい点も含めてあったらという話、あとあわせて苦情ですね。利用者から苦情があったかどうか。あったとしたらどんな内容だったかというのを。これは全ての団体ということです。協議のときにご説明いただきたい。

それと、さっきの話で、点呼について対面点呼のほか、電話点呼等も活用しているというお話だったと思いますが、持ち込み車両が4台。持ち込み車両の方が直接行かれる感じになるわけですか。

○特定非営利活動法人サポートネットはぐくみ そうです。直接自宅から利用者の方に。

○青木委員 それは、時間とかが早いから対面ではなくて電話でやられているということですね。

○特定非営利活動法人サポートネットはぐくみ はい。

○青木委員 コメントの中でメールという話もあったのだけれども、メールは本人の意思確認だとか、身体の様子が確認できないので、基本電話ですよ。声色だとか。できればテレビ電話みたいのを使ってもらって一番いいのですがけれども、そこはスマホとかないとなかなかできなかつたりするみたいなのですが、メールというのは。要するに時間設定しておくれてしまつたりもするし、異常をチェックしていることに基本ならないので、直接行かれる場合でやむを得ない場合に電話というのは仕方

ないかもしれないけれども、もちろん電話点呼でやる方というのは、今のお話だと多分持ち込み車両の方だと思うのですけれども、その方も定期的に事務所には顔を出してもらうようにしてくださいね。健康状態の確認はいつ変わるかわからないので。全て電話点呼でやって、一切事務所に来ていないというのだと、その健康状態だとか、そういうのをチェックしていることになりませんよ。そこはよくよく肝に銘じて、例えば運送が終わったら立ち寄ってもらうとか、定期的に週1回は来てもらうとか。何しろ対面で健康状態に変化がないかどうかというチェックをきちんとするようにしてください。

あと、苦情はどうですか。

○特定非営利活動法人サポートネットはぐくみ 苦情は、今のところは、口べたでちょっと意思の疎通が合わないとか、そういうような苦情はあります。

○青木委員 相手が障害をお持ちの方だったりして、うまく意思疎通ができないようなケースもあるので、苦情の処理についてもルール上、きちんと記録をとって、再発防止策だとか、そういったものをあつた場合にはきちんと整理して、団体として記録を保存しなければいけないという義務が課せられていますから、小さな苦情もきちんと拾って、記録としてきちんと把握して、それを運転者の方のさっきお話ししていた講習という中でも活用していただければ。

○特定非営利活動法人サポートネットはぐくみ 今ご指摘ありましたことを指導しますので、よろしくお願いします。

○三室会長 次にご質問ある方。

○日吉氏（柳委員代理） 埼玉県交通政策課の日吉です。サポートネットはぐくみさんに関しては、入間西の協議会ではもう協議調ったということでよろしいですか。

○特定非営利活動法人サポートネットはぐくみ はい。

○日吉氏（柳委員代理） そうしましたら、有効期限が3月5日までとなっておりますので、基本的に県の申請が2カ月前からとなっておりますので、2カ月前になったら運転免許証とか、任意の保険証に関しては期限が切れているものに関しては差しかえて提出をお願いします。

以上です。

○特定非営利活動法人サポートネットはぐくみ もう用意してありますので、すぐ提出できます。

○三室会長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 ご質問ないようですので、審査資料1、川越市の特定非営利活動法人サポートネットはぐくみにつきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 ありがとうございます。それでは、協議が調いました。

続きまして、審査資料2に係る協議案件に移ります。

川越市の特定非営利活動法人あいにつきまして、川越市事務局及び事業者様から概要説明をお願い

いたします。

○特定非営利活動法人あい 特定非営利活動法人あいと申します。ちょっと声が出ませんが、済みません。よろしくお願いいたします。

特定非営利活動法人あい、住所は川越市上野田町49—13。理事長、石川清子。設立年月日は平成16年でございます。現在車両台数19台。移送サービスにつきましては、訪問介護が今多忙であるため、現在移送についてはできるだけ送迎のほうはちょっと控えるようにはしております。

事故の報告でございます。私ども平均すると年に一、二回、軽微な自損事故、接触事故等が起きているように思っております。昨年度末からの今年にかけては無事故でございます。苦情に関しましては余りないのですが、あった事例といたしましては、運転手が携帯電話を操作しながら運転していたと。これは、一般の方からの当社への報告がございました。苦情がございました。それから、あい介護の車が停車しているので、通行できないと、このような苦情を、これもほとんどないのですが、三、四年でこの2件ぐらい、電話で受けたところでございます。我々の仕事で、路上での乗降ですとか車椅子の上げおろしなどがございますので、一般通行の方に関しまして非常に心がけて作業はしておりますが、やはり配慮が足らず、一般の方にご迷惑をかけたことがありまして、苦情がないわけではないということです。今後もその辺は十分配慮いたしまして、交通マナーですとか運行マナーを徹底して、安全で環境、あとは近隣の方々に優しい運転を指導してまいりたいというふうに思っております。

あと、高齢者のドライバーについてですが、私ども会社は70で定年になっておりますが、ヘルパーさんにつきましては70以上の方もいらっしゃいます。そういう方々については、輸送の送迎につきましてはある程度ご遠慮といえますか、よほどのことがない限りは、固定のお客様でどうしてもその方がというふうなこともございますが、それ以外は70以上の方については現在ではその辺はご遠慮いただくようには配慮しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（川越市） 事務局から補足説明させていただきます。川越市障害者福祉課の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

このたびの旅客名簿に関してなのですが、1人で公共交通機関を利用できない旨、事業所のほうから聞き取りで確認をしております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三室会長 ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

○日吉氏（柳委員代理） 埼玉県交通政策課の日吉です。

確認したいのですけれども、90ページ、91ページの対価のところ、その他の料金ということでストレッチャー代ということで2,000円と書いてあるのですけれども、4ページの車両一覧を見ると寝台

車かなって、これはストレッチャーが対応できる車両というのは団体さんのほうで所有とか、ご用意はできるのですか。

○特定非営利活動法人あい はい。ハイエースという車を所有しております。

○日吉氏（柳委員代理） それは、このセダン等に入っているということですか。

○特定非営利活動法人あい そうです。セダンに入っております。

○日吉氏（柳委員代理） それ自体は、寝台車という扱いにはならないですか。

○青木委員 寝台車ですよ。これは間違いです。

○特定非営利活動法人あい 寝台車。ハイエースという車で、通常車椅子の方等の送迎もしておりますものですから、ご利用者様で寝台車というのが年間数件、そういうご依頼があるものから、済みません。基本的にセダン車というふうなところで入れてしまいました。

○日吉氏（柳委員代理） 設定しているので、利用者さんのほうから使いたいといったときにしっかり用意できていればいいのですけれども、ストレッチャー代金を設定しておいて、いざ車両がないので使えませんというのだと、利用者の方に迷惑がかかってしまうので、そのようなことがないようにお願いいたします。

あと、済みません。書類の簡単なところなのですけれども、運行管理責任者の就任承諾書で41ページのところなのですけれども、申請者が藤井様になっているのですけれども、こちら個人で申請できませんので、左のページ、40ページと同じように特定非営利活動法人あいというふうに修正をお願いします。

以上です。

○三室会長 ほかにございますか。

○青木委員 確認事項です。さっきの話で、苦情の中で携帯電話の使用があったと。それは、道路交通法の違反ですね。

○特定非営利活動法人あい それにつきましては、私どもの会社のほうで調べましたが、車が走りながらのことで、近所かどうかわかりませんが、ある程度特定の場所からそういう報告があったものから、私ども当然社内でそれは調べましたのですが、特定の人間というものはちょっと断定はできませんでした。

○青木委員 発見できなかったということですか。

○特定非営利活動法人あい はい。とりあえずそういう苦情があったことは間違いございませんので、その辺は周知徹底して。

○青木委員 そうですね。運転者の方によく教育をしていただければと。

あと、今のさっきの車の話なのですけれども、ストレッチャーが乗るタイプは区分としては寝台車か兼用車どちらかになる。ハイエースで車椅子の固定装置もあるのですね。車椅子も乗るし、ストレッチャーの場合は寝台車も使えるということですね。その場合の区分は、セダンではなくて兼用車で

す。車椅子も乗るし、ストレッチャーも乗るので。そこは訂正が必要ですね。

それと、ストレッチャー代金2,000円というのは、単純なストレッチャーの代金として取っているのですか。ストレッチャーを乗せるということは、運転者だけでは移送できないですね。付き添いの人がいないと危険ですね。後ろに寝台状態の人、寝転がったまま乗せるという場合は付き添いの人が必要になると思うのだけれども、その添乗料とかというのは取らないのですか。

○特定非営利活動法人あい それにつきましてはケース・バイ・ケースでございまして、ご利用者様のご家族がいらっしゃるケースもございまして。

○青木委員 職員をつけることもあるのですか。

○特定非営利活動法人あい それは、ご家族のほうからそういうご希望があれば。

○青木委員 その場合にお金は取るのですか。実費負担するのですか。

○特定非営利活動法人あい 実費負担します。

○青木委員 そうしたら、添乗料の設定がなかったら取れないですね。ストレッチャー代以外に職員をプラスでつけた場合に、その分の実費負担はしてもらうのですか、もらわないのですか、どちらなのでしょうか。

○特定非営利活動法人あい 今までのケースは、ご家族の方が付き添う方が多かったものですから。

○青木委員 では、実際には取っていないのですね。

○特定非営利活動法人あい 今まではそのケースはなかったということです。

○青木委員 設定しておかないと、勝手に取ってはだめですよ。そこに書いてありますね、書類に。添乗する場合に添乗料ということで、添乗に付き添わせただけの場合に料金を取るのであれば、料金設定をしないと。ストレッチャー代の中に込みになっているというのだったら構わないのですけれども、この2,000円というのが単純な機器のレンタル代だということだったら話変わってきますから。そこ勝手に取れませんから、よくご注意ください。

それと、台数が非常に多いですね、車の台数が19台ということで。運転者の方の安全運転確認ということで、運行前の点呼と言われるような作業ですね。健康状態の確認と飲酒の有無、疲労、疾病の有無ということに関しては、事務所のほうに皆さんが出勤して、確認をしてから運送スタートされているという形ですか。

○特定非営利活動法人あい はい。基本的にはそういう形でございます。

○青木委員 基本的にはというのはどういうことですか。

○特定非営利活動法人あい たまに前日から朝早い場合には。

○青木委員 持って帰っているということ。

○特定非営利活動法人あい はい。持って帰るケースはございます。

○青木委員 その場合でも電話の確認とかしていますか。

○特定非営利活動法人あい しております。

○青木委員 大丈夫ですね。

○特定非営利活動法人あい はい。

○青木委員 では、さっき言った車種区分の間違ひは書類上の訂正が必要になりますから、埼玉県に申請するときは兼用車の区分に少なくとも1台、2台、車のカウントがないと、ストレッチャーというのを乗せられる車が確認できないですねという話になるから、訂正が必要ですね。

○特定非営利活動法人あい わかりました。

○三室会長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 では、今委員さんからご指摘あった点、留意していただいて、よろしくお願ひいたします。

ご質問ないようですので、審査資料2、川越市の特定非営利活動法人あいにつきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 ありがとうございます。それでは、協議が調いました。お疲れさまでした。

続きまして、審査資料3に係る協議案件に移ります。

川越市の特定非営利活動法人生活サポートころやにつきまして、川越市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○特定非営利活動法人生活サポートころや 皆さん、こんにちは。特定非営利活動法人生活サポートころやと申します。

平成17年から活動して14年目になります。何回か更新もさせていただいております。住所が、川越市笠幡4589—3ローズガーデンf103号室になります。代表者は私、岩瀬雅敏です。事務所の名称及び位置は、特定非営利活動法人生活サポートころや、川越市笠幡4589—3ローズガーデンf103号室になります。

運送の区域が広範囲ですけれども、入間東、入間西両方で川越市、狭山市、入間市、飯能市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町となっております。利用会員数は97名、身体障害者申請が81名、それとその他の方が16名ということでありまして。入間東地区に関しては、川越72、狭山2、入間7名、それ以外が入間西地区となっております。

利用料金は、距離制ではなくて時間制になっております。それと、事故と苦情は今のところ小さいものも含めてありません。これは声を大きくして言えるのかなと思っております。それと、持ち込み車両はなく、所有の車が5台、車庫に全て置いてありますので、ヘルパー、私含めて5名は必ずここに来ております。それと、どうしても当日朝7時半とか8時にお迎えに行かなければいけないときは、車を乗って帰ってもらって、電話で確認しております。それは大丈夫だと思います。

それと、運行に関して気をつけていることは、最近あおり運転が頻繁に起きております。5台全部

にドライブレコーダーを設置して、それからむやみにクラクションを鳴らさないようにとか、いろいろ私以外4名は女性ですので、基本的に運転は丁寧なのですけれども、逆にその丁寧さが後ろからあおられたりなんかする可能性もなきにしもあらずで、十分周りにも気を配って運転するようという事でお願いしております。あとは、大きな事故を今後も引き起こさないように、十分注意していきたいと思います。月最低2回、ミーティングを行っています。

以上です。よろしくお願いいたします。

○事務局（川越市） 事務局から補足説明させていただきます。川越市障害者福祉課の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

このたびの旅客名簿に関してなのですが、1人で公共交通機関を利用できない旨を事業所のほうから聞き取りで確認をしております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三室会長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問ございましたらよろしくお願いいたします。

○日吉氏（柳委員代理） 埼玉県交通政策課の日吉です。生活サポートころやさんには、入間西のほうは協議調いましたか。

○特定非営利活動法人生活サポートころや はい。ただ、まだ書類はいただけていないのですけれども。

○日吉氏（柳委員代理） わかりました。そうしましたら、期限が2月27日までになっていますので、2カ月前に書類差しかえていただいて、幾つか車検証とか期限が切れているものがあるので、差しかえて、県のほうに提出をお願いいたします。

以上です。

○三室会長 ほかございますか。よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 ご質問ないようですので、審査資料3、川越市の特定非営利活動法人生活サポートころやにつきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、協議が調いました。お疲れさまでした。

続きまして、審査資料4に移ります。川越市の特定非営利活動法人地域自立支援グループあんにつきまして、川越市事務局及び事業者様から概要の説明をお願いいたします。

○特定非営利活動法人地域自立支援グループあん 特定非営利活動法人地域自立支援グループあんと申します。

事務所の住所は、鴻巣市栄町で、鴻巣、北本を中心に活動しております。有償運送のスタートは、

平成18年の3月15日からで、かなり早い時期からやらせてもらっております。日々の点呼というか、なかなか直行する場合もあるので、確実に毎日やっているかというとなかなか難しいのですけれども、できるだけ顔を合わせるか、もしくは電話で話すか、あとはメールでやりとりするとか、できるだけ行うようにしております。それで、ドライバーは9名いるのですけれども、全員が通常的生活サポート、障害者の生活サポートのヘルパーのほうもやっておりますので、週に二、三回は事務所のほうに書類の記入等の関係もありまして顔を出すようにしておりますので、直接会う、顔を見るという機会はそういう形でやっております。

それから、事故防止につきましては、月1回の全体のミーティング、これは通常の今言った生活サポートのヘルパーを含めてのミーティングなのですけれども、そこで必要なことがあれば話したり、周知することがあれば話したりとか、あと討議したりとかしております。これは私が個人的にJAFに加入しているのですけれども、そこの中に運転に関する情報とか、それから安全運転に関する情報とかがこういうふうに出てきますので、必要なものがあればコピーして、みんなに読んでもらうようにしております。

それから、事故に関しては2年ほど前に、有償運送中の事故に関しては2年ほど前に1回起きております。これは物損で、ほとんどちょっと当たっただけというような感じだったので、利用者さんを乗せての事故というのはその1回きりです。そういう状況です。

それから、苦情につきましては、基本的にほとんどないというか、ちょっと何を言っているかわからないぐらいなのですけれども、例えばこの間あったのは、持ち込みの車が多いのですけれども、車が新しくなって、独特のにおいがありますね。そのにおいが、利用者さんが嫌だということで、消臭剤を10個ぐらい買って車の中に置いたとか、そういうのはあるのですけれども、基本的には余り苦情というのは聞いた記憶がありません。そういう状況でしております。

よろしく願います。

○事務局（川越市） 事務局から補足説明させていただきます。川越市障害者福祉課、馬場でございます。

このたびの旅客名簿に関してですが、1人で公共交通機関を利用できない旨、事業所のほうから聞き取りで確認をしております。

それでは、ご審議のほどよろしく願います。

○三室会長 ありがとうございます。

説明終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問ございましたらお願いいたします。青木委員。

○青木委員 今のご説明の中で、持ち込み車両がやっぱり多いですね、10台ということで。ヘルパーさんの方、定期的に顔を出されているということなのだけれども、直行されることももちろんありますね、持ち込みがこれだけあると。

さっきほかの団体でも言いましたけれども、メールは安全運転の確認にならないので、基本は電話を徹底するようにしてください。安全運転確認というのは、本来は原則対面ということで、健康状態だとか飲酒の有無。電話って飲酒の有無をチェックできないので、推奨していないのですよ、基本ね。その上で、ただ電話点呼を毎日ずっとやるのではなくて、定期的に本人の健康確認のために、定期的に事務所に顔を出してチェックするようにしてくださいというのはさっきお話ししたとおり。メールというのは、全くもって安全運転の確認に本来はならないので、電話、管理者の人に電話をさせるといような措置をきちんととるように。それは安全運転確認ということでもうルールなので、やらないといけないという決め事ですので、そこは今後徹底していただけるようにお願いします。

それと、運送の対価なのですけれども、迎車回送料金の設定だとか待機料とか、もろもろの対価外の設定がないのですけれども、そういうのは一切取っていないのですか。

○特定非営利活動法人地域自立支援グループあん いただいていないです。

○青木委員 生活サポートの金額だけですか。

○特定非営利活動法人地域自立支援グループあん サポート自体が、車の部分とほかの部分と大体セットになっているので、もう全体で形になるのでいいかなという感じです。

○青木宏之委員 では、迎車で特別に取ったりとか、ガソリン代を別に枠外で取ったりということはされていないですね。では、この金額のままということですね。

○特定非営利活動法人地域自立支援グループあん はい。

○青木委員 では、私のほうは以上です。

○三室会長 ほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。大丈夫ですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 ご質問ないようですので、審査資料4、川越市の特定非営利活動法人地域自立支援グループあんにつきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、協議が調いました。お疲れさまでした。

続きまして、審査資料5に移ります。狭山市の特定非営利活動法人わいわいにつきまして、狭山市事務局及び事業者様からの概要説明をお願いいたします。

○特定非営利活動法人わいわい 今回福祉有償運送の更新登録申請を行いました特定非営利活動法人わいわいと申します。本日はよろしくをお願いいたします。

それでは、更新登録にかかわる説明に移らせていただきます。当法人の概要説明から行わせていただきます。名称は、特定非営利活動法人わいわい。住所は、平成28年度に狭山市から入間市に住所を変更いたしました。住所変更については変更申請を済ませております。代表者は齊藤健吾です。事業所の名称及び位置、特定非営利活動法人わいわい、入間市東町5丁目2番35号26でございます。

事業所の開始時期につきましては、平成25年5月から開始しておりまして、今回2回目の更新とな

ります。今回の更新に当たり、まず会員数の推移につきましては、新登録以降、わずかずつではございますが、おかげさまで増えている状況でございます。使用している車両につきましては、現在法人所有の車椅子車1台で業務を行っております。

次に、新規登録以降の事故発生状況についてですが、大きい事故、小さい事故を含めまして、現在まで事故は一切ございません。

次に、運行管理体制で配慮していることですが、日ごろより安全に運行ができるよう、安全運転マニュアルをもとに基本的なこと、巻き込み確認ですとか、登下校時の子供の近くを通るときは徐行運転をする等、基本的なことに一番気を使いながら運行しております。また、無理のないスケジュールを心がけるようにはしております。

私のほうからは以上です。更新申請にかかわる説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（狭山市） 事務局から補足説明させていただきます。狭山市障害者福祉課の伊吹と申します。

このたびの更新登録申請につきまして、旅客名簿に関しては会員が1人では公共交通機関を利用できないことを事業所からの聞き取りによって確認しております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三室会長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問ございましたらお願いいたします。

○笹沼委員 済みません。まず、対価の部分なのですが、一応生活サポート以外はやらないということ考えているということよろしいですね。

○特定非営利活動法人わいわい はい。そうです。

○笹沼委員 そうすると、生活サポートを超えた人たちはできないということになりますね。それは了解しておいていただければ。

それから、もう一つ、済みません。定款のほうなのですが、事業の種類の中で生活サポート事業があるので、福祉有償運送が書いていないので、次回の定款を変更するときで結構ですので、福祉有償運送のこともきちんと事業の種類の中に入れておいてください。よろしくお願いいたします。

○特定非営利活動法人わいわい かしこまりました。ありがとうございます。

○三室会長 ほかにございますでしょうか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 ご質問ないので、審査資料5、狭山市の特定非営利活動法人わいわいにつきまして、協議が調ったということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、協議が調いました。お疲れさまでした。

続きまして、審査資料6に移ります。

入間市のNPO法人イノセントにつきまして、入間市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○NPO法人イノセント 私は、入間市にありますNPO法人イノセントと申します。本日はよろしく申し上げます。

まずは、審査資料の1、運送の主体ですが、名称をNPO法人イノセント。住所、入間市扇町屋5丁目5番17号。代表者、清水義昭。事務所の名称及び位置、セカンドハウスみんなのいえ、入間市5丁目5番17号です。

セカンドハウスみんなのいえは、平成9年6月から22年間、障害のある方とご家族の支援を目的としたレスパイトサービスを実施しております。内容としては、障害のある方の個別支援による一時預かり、外出支援などを車での送迎を含めて自由に使用していただいております。福祉有償運送を平成18年3月15日に登録させていただきました。登録番項は関埼福第125号です。前回は、平成28年3月14日に更新し、会員数は前回更新時より9名減少しております。運送区域、運転者数、車両数に変更はございません。

また、現在まで事故や苦情はありません。車の運行管理に関しましては、時間に余裕を持った出発を常に心がけております。また、出発時の点呼の際は、運転手への安全運転励行の注意喚起を行っております。運行管理者と責任者は支援スタッフと兼務しておりますので、管理者不在の場合は事業所内に常時スタッフがおり、点呼確認を行っております。1日のご利用人数は3名から4名です。車両の管理に関しましては、法令点検の遵守だけでなく、毎週1回の業務打ち合わせの前にスタッフ全員で洗車を行い、車両の不具合がないかなどの確認をしています。また、昨年9月よりドライブレコーダーを全車に設置しました。今後ともご利用いただく障害のある方に気持ちよく過ごしていただけるよう、また安心して安全に楽しく車に乗っていただけるよう心がけてまいります。

なお、資料の訂正をお願いいたします。西地区の運営協議会の際、ご指摘を得て出たところがございます。審査資料の39ページ、1、距離制というところに50円という記載がありますが、時間制と距離制を併用利用しておりますので、時間制の(2)、その他の料金のところに1キロ50円、種別ガソリン代というふうにご訂正をお願いいたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○事務局（入間市） それでは、事務局より補足説明させていただきます。入間市障害者支援課、平岡と申します。

NPO法イノセントさんから提出された名簿につきましては、事業所の聞き取りや台帳から1人で公共交通機関を利用できないことを確認しております。また、入間市に主たる事務所がありますが、

入間西地区についても運送の区域として活動している事業所でございます。先ほどイノセントの事業者よりご説明がありましたとおり、入間西地区においても書類については調べております。

以上でございます。

○三室会長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問ございましたらお願いいたします。青木委員。

○青木委員 今のご質問で、対価のところ50円というのはガソリン代として1キロ50円取りますの1キロ50円というのは、もう全部トータルで取るのですか。お客さんのところに着いてからということではなくて、車庫から出たところからですか。

○NPO法人イノセント あくまでも乗せているときです。

○青木委員 乗せているときからの50円ということで。そこがはっきりしていないので、1キロ50円、乗車地点からというところの説明を補足して書いたほうがいいかな。単純に全部の総トータルの距離で掛けるのか、乗車地点から取っているのかというので大きく違うので。回送とか取らないのですね、逆に。迎車回送取らないのですね。

○NPO法人イノセント ありません。

○青木委員 その50円の刻みは、乗車地点からおろしたところまでで取るということですね。

○NPO法人イノセント あくまでも利用者を乗せているときだけ。

○青木委員 乗せている間ね。では、その説明も入れないとだよ。その他料金の1キロ50円のところに、乗車地点から要するに降車地点までの間のキロに対して1キロ50円というのを後ろのところに1キロ50円、種別ガソリン代と書いたところの欄外のところにも、その適用の内容をきちんと書かないと、どこからどこまでの適用になるかというのが判別できないので。それもあわせて修正してください。

○三室会長 ほかがございますでしょうか。

○日吉氏（柳委員代理） 県の交通政策課、日吉です。

2カ月前から申請になりますので、もう保険証が切れてしまうがあるので、それについては差しかえたものの提出をお願いします。

○神庭委員 埼玉県個人タクシーの神庭と申します。

定款のところなのですが、役員の種類、定数及び選任等、第13条です。理事の方、3人以上9人以下。それで、うちも協同組合等をやっております。中央会から言われて、これ1人以上2人以下となっていますけれども、中央会に言われたのは1人または2人のほうが正しいのではないかなと、私はそういうふうに指導を受けたのですが、

それで、2番のところ、理事のうち次の者を理事の互選により常任役員として置く。代表理事1名、副代表理事2名以内、専務理事1名、常任理事2名以内。そうすると、理事の定数3名が、4名の役

員を置くということになると、最低。理事の定数と何か相反するような気がするのですけれども。役員を最低4名置くとなると、理事は4名以上にならないとおかしいのではないのでしょうか。この辺は、この定款で間違いはないのでしょうか。

○NPO法人イノセント 初めてご指摘いただきました。ありがとうございます。

○三室会長 これ、申請する場所というのがあると思います。そこできちんとチェックを受けていただくなりで、今回のことについては説明のほうはよろしいですか、今の質問に対して。修正を検討していただいて。

○NPO法人イノセント 法務局と確認してみます。

○三室会長 ということでよろしいでしょうか。

○神庭委員 どっちにしても定款の変更があるかなと思うのですけれども、そのときには福祉有償運送のほうも事業の種類の中に入れておいてください。よろしくお願いします。

それから、もう一つ、先ほどの全車両にドライブレコーダーをつけるということでも言われたのですが、ドライブレコーダーは2つの役割があるかなというふうに僕らは思っているのです。一つは、事故対応のときの明確化というのが一つあると思うのですけれども、もう一つ、福祉有償運送をやっているときに有効になるのは、運転されている方の運転の状況というのは、多分中にチップがあるので、それでパソコンで見ることができるので、やっぱり運転状況を常に、安全運転というのがすごく今国のほうでも一番うるさく言っているところなので、だから大事なことだと思うのです。だから、そういうものも活用していただいて、その方々の運転を月に1回でもいいので、そういう形でチェックをするみたいなこともぜひやっていただければありがたいと思いますので、また検討しておいてください。よろしくお願いします。

○NPO法人イノセント わかりました。

○三室会長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、審査資料6、入間市のNPO法人イノセントにつきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、協議が調いました。どうもお疲れさまでした。

続きまして、審査資料7に移ります。

入間市の特定非営利活動法人つばさの会につきまして、入間市事務局及び事業者様から概要の説明をお願いいたします。

○特定非営利活動法人つばさの会 特定非営利活動法人つばさの会です。よろしくお願いします。

運送の主体ですが、名称を特定非営利活動法人つばさの会といいます。住所は、入間市狭山台4丁目20番の2。そして、代表理事長を神山喜多。それから、事務所の名称をレスパイトつばさ、入間市

狭山台4丁目20番の2に置いてあります。

福祉有償運送は、29年の12月12日に登録させていただきまして、今回が初めての更新となります。会員数としては15名、多少の増減はありますが、ほとんど変わっておりません。そして、車両台数も、軽を3両、これも増減ありません。運行管理に関しては、この期間に、本年度から保険会社のほうのドライブレコーダーですか、それを3台ともつけてあります。そして、運行管理に関して安全運転をするように絶えず点検を行っております。

以上ですが、よろしくお祈いします。

○事務局（入間市） 事務局より補足説明させていただきます。入間市障害者支援課、平岡と申します。

まず、NPO法人つばさの会さんから提出された名簿につきましては、事業所の聞き取りや台帳から1人で公共交通機関を利用できない旨を確認しております。

あわせて資料の訂正がございます。概要の4、旅客の範囲の利用会員のところなのですが、身体障害者の内訳が8名、要介護認定が1名となっておりますが、身体障害者の数が9名、要介護認定を受けている者がゼロ名となります。あわせて28ページの身体状況等、態様ごとの会員数につきまして、身体障害者数3級が1名になりまして、合計が9名、要介護認定者につきましては要介護5がゼロ名になりまして、会員数は15名となります。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお祈いいたします。

○三室会長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問ございましたらお祈いいたします。

○笹沼委員 済みません。ちょっとすごく疑問に感じているのですが、17ページのところに、ここに法務省のほうに提出した書類の中に、前のところにも書かれているのですが、一般乗用旅客自動車運送事業と入っているのです。そうすると、福祉有償、あれって一瞬思ったのですが、これはどういう意味でこうなっていますか。

○特定非営利活動法人つばさの会 タクシー事業になります。

○笹沼委員 タクシー事業もやっていたらっしゃる。

○特定非営利活動法人つばさの会 はい。ぶら下がりで行っていたのですが、レスパイトをやるのにどうしてもこれが必要だということで、前回からこちらのほうを行っております。

○笹沼委員 それは、別法人で行っていたということですか。NPO法人でタクシー事業はできないと思うので。

○青木委員 いや、できます。

○笹沼委員 できるのですか。

○青木委員 できるはできる。

○笹沼委員 そうなのですか。済みません。

○青木委員 できるはできるのですけれども、介護タクシーは、今もやっているのですか。利用者にどういう説明しているのか。生活サポートの人はこっちで利用させている形になる。

今の笹沼副会長の話で、前回の多分協議会のときに瑞友会というところが介護タクシーもやっていて、NPOにも両方手を挙げて、お客さんにどういうふうに説明するつもりなのですかねという話を私ども差し上げたと思うのですけれども、つばさの会さんも同じで、今もやっているということですね、介護タクシーのほうは。利用者の方にどういうふうにご案内を差し上げて、介護タクシーと有償運送の利用の区別、要するに自家有償という形で安くできるのを看板にして介護タクシーでもうけてしまうと困るのです、こっちが言いたいのはね。介護タクシーのほうが多分高いはずなので。

○特定非営利活動法人つばさの会 そうです。レスパイトのほうが安かったので、レスパイトのほうの福祉有償運送にしてくださいと言われて。

○青木委員 介護タクシーは現在も続けているのか、それともやめるつもりなのか、並行してやっていくつもりなのかというのを知りたい。

○特定非営利活動法人つばさの会 やめる方向で。

○青木委員 では、最終的には福祉有償運送に一本化するつもりということなのですか。

○特定非営利活動法人つばさの会 はい。

○青木委員 それだったら話はわかるのだけれども。多分笹沼さんが懸念しているのも、私が懸念しているのも同じなのです。多分福祉有償で安くできるよというのを見せかけにして介護タクシーに誘導されると、利用者の人が、あれ、言われた金額が違うなと後からなってしまうと困るのですね。そういうことがないのですかという話と、そもそも介護タクシーをどうするつもりなのですかという話。今の話でいうと、将来的に介護タクシーはもう店じまいして、福祉有償運送を1本でやっていこうという方針で登録を受けられたということでもいいですか。

○特定非営利活動法人つばさの会 はい。

○三室会長 ほかにございますでしょうか。

○日吉氏（柳委員代理） 埼玉県交通政策課の日吉です。

17ページの今の全部事項証明書のところの住所と、35ページについているところの登録者の住所が反映されていないのです。恐らく平成30年に区画整理をやって、住所が変わっているのです。本来であれば、そのときに軽微変更の届け出で登録者の住所を書きかえないといけないのですけれども、それが漏れてしまっているみたいなので、今回の更新申請にあわせて住所変更の軽微変更の届け出のほうもあわせてご提出をお願いします。

つばさの会さん、期限が今度の12月の11日までと非常にタイトなので、協議調い次第、すぐ県のほうに書類申請していただくようにお願いします。期限を過ぎてしまうと、失効してしまいますので、よろしくをお願いします。

○三室会長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 今委員さんからいろいろご指摘あったと思うのですが、用意して実施していただければと思います。

それでは、審査資料7、入間市の特定非営利活動法人つばさの会につきまして、協議が調ったということによろしいでしょうか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、協議が調いました。どうもお疲れさまでした。

続きまして、審査資料8に移ります。入間市の特定非営利活動法人くみちゃんちにつきまして、入間市事務局及び事業者様からの概要説明をお願いいたします。

○特定非営利活動法人くみちゃんち 入間市から来ました、特定非営利活動法人くみちゃんちです。どうぞよろしくをお願いいたします。

名称が、特定非営利活動法人くみちゃんち。住所は、入間市宮寺2311—13です。代表者名は、代表理事、下川久子。事業所の名称は、NPO法人くみちゃんち、住所は上記と変わりありません。どうぞよろしくをお願いいたします。

福祉有償運送を平成24年2月1日に登録させていただきました。前は、平成28年12月に更新し、会員数は22名、車両数は2台です。現在まで小さな事故から大きな事故、そして苦情に関しては一切ありません。車の運行管理に関しましては、安心、安全を中心にやっております。車両の管理に関しましては、マニュアルを製作し、目的や運行管理、事故対応の確立を図っております。どうぞよろしくをお願いします。

○事務局（入間市） 入間市障害者支援課の平岡と申します。事務局から補足説明をさせていただきます。

特定非営利活動法人くみちゃんちから提出されましたものにつきましては、事業所の聞き取りや台帳から1人で公共交通機関を利用できないことを確認しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○三室会長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問ございましたらお願いいたします。

○笹沼委員 済みません。ちょっと私のほうの勘違いかなと思っているところがあるのですけれども、生活サポートの料金のほうが、前のつばさの会のほうは1,425円、上限以下でやることもできるのかなという思いもあるのですけれども、くみちゃんちのほうは30分以内1,350円で、同じ入間市で金額が違うのですけれども、ちょっとひっかかってしまったのですけれども。これは何か。入間市の上限は1,425円ですね。

○事務局（入間市）　そうです。

○笹沼委員　くみちゃんちのほうは1,350円という金額になっているのですけれども。

○石川委員　済みません。多分と思うのですが、生活サポートの上限、個人負担の上限が950円と書いてあるのですね。当初900円の設定ではないかと思うのです。そうなってくると、2倍の半分、1,350円になると思うので、多分当初生活サポートを申請されたときに、900円で設定されているのではないかなと思われるのですが。

○特定非営利活動法人くみちゃんち　一番最初900円で1,350円で間違いないかなと思います。今まで提出していた書類も全部1,350円で全ての書類が通っていますので。

○青木委員　現時点でもその金額なのですか。

○特定非営利活動法人くみちゃんち　現時点でもその金額です。

○青木委員　値段を上げたけれども、対価を変えていないのかということを知りたいのだけれども。個人負担450円で補助金込みで1,350円の適用なのですか、それとも今は475でもらって、1,425円という金額で市町村から補助をもらっているのか。どっちなのかが知りたいのです。当初900円だったというのは過去の経緯なので構わない。今現実問題、今幾らで取っているのかということ。お宅が通常取っているわけですね。答えられないこと自体が問題なのだけれども。

○特定非営利活動法人くみちゃんち　900円です。

○三室会長　では、現在900円ということによろしいですか。

○特定非営利活動法人くみちゃんち　はい。

○三室会長　いかがでしょうか。大丈夫ですか。ほかにご質問よろしいですか。大丈夫ですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長　それでは、ご質問がないようですので、審査資料8、入間市の特定非営利活動法人くみちゃんちにつきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長　それでは、協議が調いました。どうもお疲れさまでした。

続きまして、審査資料9に移ります。

入間市の社会福祉法人入間市社会福祉協議会につきまして、入間市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○社会福祉法人入間市社会福祉協議会　入間市にあります社会福祉法人入間市社会福祉協議会と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、更新登録申請の審査資料9をごらんいただければと思います。運営主体は、社会福祉法人入間市社会福祉協議会。住所が入間市豊岡4丁目2番2号となります。代表者名が松下庄一。事業所の名称が、社会福祉法人入間市社会福祉協議会、位置が入間市豊岡4丁目2番2号でございます。

事業の開始時期につきましては、平成27年1月からとなります。また、前回の更新は平成29年の1月

に更新をしております。現在利用会員数は、令和元年9月1日現在で24名となっております。また、車両につきましては、車椅子車が現在4台、回転シート車が1台、セダン等が5台の計10台となっております。

新規登録以降になりますが、現在まで大きい事故、小さい事故ともに一切事故はございません。現在安全に運行ができるように、運転手の運転前の体調をチェックするほか、また無理のないスケジュールを組むなど、事故の防止を常に心がけております。なお、体調のチェックにつきましては、基本的に送迎前に事業所に寄っていただいて、対面でのチェックをさせていただいているのですが、利用者の方の通院時間等で送迎前に事業所に来ていただくのが難しい場合は、現場にてチェックを行っております。また、苦情につきましては、現在のところ特になくございます。

以上が概要説明でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○事務局（入間市） 入間市障害者支援課の平岡と申します。事務局から補足説明させていただきます。

入間市社会福祉協議会から提出されました名簿につきまして、事業者の聞き取りや台帳から1人で公共交通機関を利用できないことを確認しております。

また、今回の本会議の資料の中に、1台車検が11月18日で切れているのがございますが、実際提出する際につきましては更新後の新しいものの書類を添付させていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○三室会長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、審議に入りたいと思っております。

ご質問ございましたらよろしく願いいたします。

○日吉氏（柳委員代理） 埼玉県交通政策課の日吉です。

済みません。私のだけかもしれないですが、車検証が7枚しかついていないのですが、10台ということではよろしかったでしょうか。

○三室会長 これは7枚ですね、皆さんのも。ということですが、事務局さんのほうで。

○事務局（入間市） 済みません。事務局の不備でございます。申しわけございませんでした。

○三室会長 確認のほうをお願いいたします。

ほかにごございますか。

○笹沼委員 済みません。利用されている方の人数が24人ということで、すごく少ないような感じがするのです。車両数も多いし、運転者の人数も多いのですが、入間市さんは規模がかなりでかいと思うので、すごく少ないのですが、このあたりは何かあるのでしょうか。

○社会福祉法人入間市社会福祉協議会 利用者の方なのですが、毎年必ず利用者の募集を行っております。ただ、利用者の中で対象となる方に難病の方も対象としているのですが、毎年体調を崩されて、移送の利用ができない方が若干数出て、それで減る人数もありつつ、終了をする方も

いらっしゃるので、プラス・マイナス・ゼロのような状況が続いております。運転ボランティアさんが増えるとともに、募集人数もこれから増やしていきたいというふうには考えております。

○笹沼委員 ありがとうございます。いろんな事情があるかなというふうには思っているのですけれども。本当に困っている人がいたら、ぜひ利用をしてもらえればと思いますので、よろしく願います。

あともう一点、社協があれなのですけれども、やっぱり定款の中に事業の福祉有償運送というのを入れておいていただければと思います。よろしく願います。

○三室会長 他にございますか。

○青木委員 今の笹沼副会長のお話と同じような話なのですけれども、会員さんの数が24名ということといて、運送の対価が物すごく低い設定なのですよね、ほかの団体と見比べて。生活サポートをやられていないので、金額がそもそも距離制設定なので、あれなのですけれども、1キロ当たり80円で100円以下の運賃設定をされていて、それ以外の待機も、10分80円程度ということなので、それこそ1時間の地区の最低賃金が多分1,000円ぐらいする中で、これで6掛けても500円ぐらいにしかならないのですかね。人件費の半分ぐらいしか満たないぐらいの金額にしか多分ならない設定なのですけれども、NPO法人でなくて社会福祉法人というような特殊性で、この金額設定でもできているということなのですか。非常に低廉な額なので、利用者の方にもうちょっと活用していただけたらいいのかなという気がして非常にならないのですけれども、この金額で人件費その他というのが賄えるようなものなのですかねという単純な疑問がすごくあるのですけれども。

○社会福祉法人入間市社会福祉協議会 正直、非常に通常の業務に職員がその事業自体回しているという状況になります。この対価自体は、送迎していただく方にそのままお渡ししている状況なので、おっしゃるとおり……

○青木委員 ボランティアですか。

○社会福祉法人入間市社会福祉協議会 そうですね。という状況でございます。

○青木委員 会員の方がふえて、みんなに寄附してもらえると低廉でいいですね。

○三室会長 ありがとうございます。

ほかにごありますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、審査資料9、入間市の社会福祉法人入間市社会福祉協議会につきまして協議が調ったということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、協議が調いました。お疲れさまでした。

続きまして、審査資料10に移ります。

朝霞市の特定非営利活動法人障害者も地域で共に・コーヒータイトムにつきまして、朝霞市事務局及

び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○特定非営利活動法人障害者も地域で共に・コーヒータイム 特定非営利活動法人障害者も地域で共に・コーヒータイムです。よろしくをお願いいたします。

運送の主体として、名称は特定非営利活動法人障害者も地域で共に・コーヒータイム、住所は朝霞市本町2丁目1番7号パークハイム朝霞406号室、代表者名、坂本。事務所の名称及び位置は上記と同様になっておりまして、特定非営利活動法人障害者も地域で共に・コーヒータイム、住所は同じです。

事業開始時期につきましては、平成23年12月28日に初期登録しております。前回の更新から比べますと、利用会員数は37名おりまして、若干ふえております。そのうち身体障害者の方が30名、精神障害、その他の障害の方が7名という形になっております。車両の台数などは変更ありません。

運行管理体制で配慮していることとしまして、直行直帰はしておらず、事業所に必ず毎朝出勤しておりますので、ドライバーの体調管理は毎朝目視で行っております。事故の発生と苦情の受け付けに関しましては、特に上がっておりません。

以上の内容です。よろしくをお願いいたします。

○事務局(朝霞市) 事務局より補足説明させていただきます。朝霞市障害福祉課の木本と申します。よろしくをお願いいたします。

旅客の名簿につきまして、利用者が1人では公共交通機関を利用できないことは、事業所及び台帳より確認済みです。

審議のほうよろしくをお願いいたします。

○三室会長 ありがとうございます。

審議に入りたいと思います。ご質問ございましたらお願いいたします。

○青木委員 確認なのですが、運送の対価なのですが、生活サポートがまず設定があって、先ほど話していた475円の1,425円というところで、サポート外の方は30分以内1,100円となっているのですが、ほかの団体だと生活サポートと同額というような形で個人負担してもらおうとしている団体の中にはあるのですが、生活サポート外の方の30分、補助金がないという中で自己負担を全部してもらった額として1,100円というふうな形で金額を下げているのは、一応利用者の方の利便のために個人負担してもらった分は1,100円というふうに抑えているというイメージでよろしいのですか。

○特定非営利活動法人障害者も地域で共に・コーヒータイム 利用者様に余り負担をかけずにということで、当初からそのままでやっています。

○青木委員 結構です。

○三室会長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、審査資料10、朝霞市の特定非営利活動法人障害者も地域と共に・コーヒータイムにつきまして、協議が調ったということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、協議が調いました。どうもお疲れさまでした。

続きまして、審査資料11に移ります。

和光市の特定非営利活動法人光ケアサポートにつきまして、和光市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○特定非営利活動法人光ケアサポート こんにちは。光ケアサポートと申し上げます。説明させていただきます。

まず、名称は特定非営利活動法人光ケアサポート、住所は埼玉県和光市新倉1丁目4-43、代表者は清水貴司。事務所の名称及び位置は、特定非営利活動法人光ケアサポート、住所も和光市新倉1-4-43号。会社の設立は平成16年です。福祉有償運送を始めたのが平成18年2月21日、今回5回目の更新になります。

普段は、出発時の対面チェック、飲酒チェックなど対面でやっています。それから、事故は大きいもの、小さいものありません。運送の区域は、和光市と朝霞市で、ここに住所がある利用者さんがいらっしゃいます。あとは、料金の件なのですが、和光市、朝霞市内の病院は無料です。市外の病院に行かれる方は、10キロを超えたら1キロ50円の料金をいただいている感じになります。

苦情は基本的にはないのですが、マンションが最近多くなってきました、マンションの前の利用者さんを迎えに行くと、管理人に嫌な顔をされたり、あっち行け、こっち行けということがあります。やっぱりマンションから出てくる利用者さんがちょっと時間がかかったりすると、管理人さんにここは邪魔だ、あそこに行けとかいうことはよくあるのですが、決まった管理人さんなので、もうちょっと仲よくなれば大丈夫だと思います。そんな感じでやっています。

以上です。

○事務局（和光市） 和光市社会援護課の濱口です。事務局より1件、補足説明をさせていただきます。

提出された旅客の名簿の記載につきましては、市の関係台帳や事業者さんからの聞き取りで、1人で公共交通機関を利用できない方と確認しております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○三室会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

ご質問ございましたらお願いいたします。ございますか。よろしいですか。

○笹沼委員 済みません。旅客の名簿の29ページのところなのですが、番号の丸印は生活サポート利用者と書いてあって、口にチェックが入っている4番の方なのですが、この方は一応障害のほうを持っているということで考えてよろしいですね。

○特定非営利活動法人光ケアサポート はい。

○笹沼委員 ちょっと後ろの名簿だと要介護4のほうに入ってしまったので、わかりました。では、それで。

○三室会長 ほかによろしいでしょうか。大丈夫ですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、審査資料11、和光市の特定非営利活動法人光ケアサポートにつきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、協議が調いました。どうもお疲れさまでした。

続きまして、審査資料12に移ります。

新座市の特定非営利活動法人暮らしネット・えんにつきまして、新座市の事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○特定非営利活動法人暮らしネット・えん 新座市の特定非営利活動法人暮らしネット・えんと申します。よろしく願いいたします。

それでは、更新登録申請の資料12をごらんください。まず、運営の主体につきましては、名称は特定非営利活動法人暮らしネット・えんです。住所は、新座市石神2-1-4、代表者は小島美里。事務所の名称は、ケアサポートえんです。事務所の位置は、法人と同じ石神です。

事業の開始時期は、平成18年3月15日になります。現在の利用会員数につきましては、新座市在住の方のみで28人、前回の更新時30名でしたけれども、ほぼ横ばいということになっております。利用件数につきましては、1日当たり平均して大体1件程度の利用があります。使用車両につきましては、法人所有の車、車椅子車2台、セダン型が2台の計4台になっております。これまで特に事故、苦情等の発生はありません。利用者の安全、安心を心がけて、運行管理の責任者が毎回必ずスタッフの点呼、健康管理を忠実にを行うとともに、安全に運行できるよう運行管理マニュアルを作成しております。当然対面で、事業所で点呼確認をしております。また、運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合につきましては、運行管理の責任者の代行者がしっかりと対応しております。

加えて22ページにあります所沢50みの5556の自動車検証ですけれども、これにつきましては11月4日で有効期限が満了しておりますが、既に更新手続が済んでおりますので、埼玉県へ申請する際には更新した自動車検証を差しかえます。また、定款につきましては、事業の種類のところでは移送サービス事業となっておりますが、これも次回の定款の変更のときに福祉有償運送事業の部分を改めさせていただきます。

○事務局（新座市） 事務局から補足説明させていただきます。新座市障がい者福祉課の島林と申します。

提出された旅客の名簿につきまして、事務者様からの聞き取りや台帳を確認し、お一人では公共交通機関を利用できない旨を確認しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○三室会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

ご質問ございましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。青木委員。

○青木委員 平成18年からということで長くやられているということですが、生活サポートの対価の設定、時間制ということで設定があつて、それ以外にサポート外はもう単純な距離だけで対価設定をして、収受しているということによろしいですか。

○特定非営利活動法人暮らしネット・えん はい、そうです。

○青木委員 この距離制のところは、迎車の200円というのがあるのですけれども、これはもう常にかかるイメージでいいですかね。

○特定非営利活動法人暮らしネット・えん はい、そうです。

○青木委員 では、200円プラス2キロまでの350円ということだから、550円からのスタートで、待機の設定がないから、基本的にもう送ったら帰ってきてしまうというような形のもので設定をされている形でいいですか。

○特定非営利活動法人暮らしネット・えん それで間違いないです。

○青木委員 ちなみにサポート外で利用される方もいらっしゃいますか。

○特定非営利活動法人暮らしネット・えん いえ、ありません。

○青木委員 実際は適用がない。生活サポートの利用者がいない。150時間超えというのもないですね。

○特定非営利活動法人暮らしネット・えん ないです。

○青木委員 なし。では、その150時間の年間の限度時間内で皆さんご利用されているという感じですか、実際。

○特定非営利活動法人暮らしネット・えん はい、そうです。

○青木委員 はい。わかりました。

○三室会長 ほかにご質問ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、審査資料12、新座市の特定非営利活動法人暮らしネット・えんにつきまして、協議が調つたということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、協議が調いました。どうもお疲れさまでした。

続きまして、審査資料13に移ります。新座市の特定非営利活動法人にんじん畑につきまして、新座市事務局及び事業者様から概要説明をお願ひいたします。

○特定非営利活動法人にんじん畑 新座市の特定非営利活動法人にんじん畑と申します。登録申請の審査資料については13番をごらんください。

1の運送の主体につきましては、特定非営利活動法人にんじん畑、住所は道場2—14—13です。代表者は齋藤はつえです。事務所の名称はにんじん畑で、事務所の位置と法人は同様です。

事業の開始時期は、平成21年の2月25日です。会員の利用数につきましては、朝霞と志木と新座、合わせて71名ですが、ほとんど新座市の方で利用者はやっております。利用件数につきましては、大体1日6件程度の利用がありますけれども、この6件というのは往復がありますので、6人の方がというよりも、1件ずつ片道とか往復で数えて6件ぐらいです。使用車両につきましては、法人の車いすが3台、セダン型が1台の計4台でやっております。

事故とか苦情の発生は今のところありません。一応うちの場合は、実績表といって、利用者様に書いてもらって、印をもらいますので、運転される方が朝早くこちらから対面でできない場合でも、必ずその資料を書いてもらって、こちらへ戻ってきて、そして入力してもらうという形をとっていますので、一応対面点呼を毎日やった場合はそういう形でやっております。運行管理の責任者が不在の場合は、うちのほうはもう一人、事務所に1日いる者が責任代行者として対応しております。

以上です。

○事務局（新座市） 事務局から補足説明させていただきます。新座市障がい者福祉課の島林と申します。

提出された旅客の名簿につきまして、事業所様からの聞き取りや台帳を確認し、お一人では公共交通機関を利用することが難しいことを確認しております。

また、申し訳ございませんが、資料の訂正を1点お願いいたします。1ページ、概要のところでございます。一番下の5番目、旅客から収受する対価についてなのですが、生活サポート事業以外の料金の区分設定のところですが、申し訳ございません。こちら距離制となっておりますが、時間制に訂正をお願いいたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○三室会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

ご質問ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、ご質問ないようですので、審査資料13、新座市の特定非営利活動法人にんじん畑につきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、協議が調いました。お疲れさまでした。

続きまして、審査資料14に移ります。

富士見市の特定非営利活動法人グループみずほにつきまして、富士見市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○特定非営利活動法人グループみずほ こんにちは。特定非営利活動法人グループみずほと申します。よろしくお願いいたします。

名称、特定非営利活動法人グループみずほ。住所、埼玉県富士見市西みずほ台3-3-11ハイツみずほ台104号。代表者、白石紀江。事務所の名称、特定非営利活動法人グループみずほ。住所の位置、富士見市西みずほ台3-3-11ハイツみずほ台104号です。

登録は、平成18年3月6日から登録しております。利用会員は18人です。以前はもっとたくさんいたのですが、ボランティアさんも減っていますし、車両も減っていますので、利用人数も減っております。

点呼につきましては、朝早い出庫に関しては電話にて連絡をいただいています。ただ、体調が悪いときにはすぐかわれるようにはしております。それで、帰ってきまして、必ず状況を確認しています。利用者さんの様子とか、家族さんのご様子とか一応報告が上がっています。苦情とか事故は特にございません。よろしくお願いいたします。

○事務局（富士見市） それでは、事務局より補足説明させていただきます。障がい福祉課の深井と申します。

事業所より提出されました旅客の名簿であります利用者様につきましては、タクシー等公共交通機関を1人で利用できないことを担当ケースワーカー等に確認をしております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三室会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

ご質問ございましたらよろしくお願いいたします。青木委員。

○青木委員 運送の対価の申請書なのですが、ここに書いてある額、30分以内1,425円というのは、生活サポートの金額なので、本人負担は475円、30分ということでもいいのですね。

○特定非営利活動法人グループみずほ そうですね。

○青木委員 ほかの団体の資料も見ていただいて、皆さんいいのかと。見られていると思うのですが、括弧書きで個人負担の額の475円と、ほかの団体もみんな書いてあるのです。グループみずほさんは書いていないのですけれども、書かれて、ほかの団体と同じように個人負担の額もきちんと括弧書きで明記するような形で書類の修正をされたほうが。これだと、個人負担の額が括弧書きとかで入っていないので。

○特定非営利活動法人グループみずほ わかりました。

○青木委員 ちなみに生活サポート外は個人負担の750円ということで、これが1,400円に対して半分、半額ぐらいの設定なのだけでも、これは。

○特定非営利活動法人グループみずほ もともと助け合い事業をやっているんで、1時間1,500円でやっていますので、その半分ということで。

○青木委員 では、そこはもう生活サポートとはリンクしなくて、もともとそういう安い低廉の額でスタートされていたということなのですね。

では、書類のほう、個人負担額の475円を、1時間だと950円かなというようなところの額を明記されたほうがいいです。

○特定非営利活動法人グループみずほ わかりました。

○三室会長 他にございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、ご質問ないようですので、審査資料14、富士見市の特定非営利活動法人グループみずほにつきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、協議が調いました。どうもお疲れさまでした。

続きまして、審査資料15に移ります。

ふじみ野市の特定非営利活動法人ひまわりについては、事務局から収受する対価の変更申請についても協議案件がございますので、更新登録申請と対価の変更申請をあわせて協議行います。

それでは、ふじみ野市事務局及び事業者様からの概要説明をお願いいたします。

○特定非営利活動法人ひまわり ふじみ野市の特定非営利活動法人ひまわりと申します。よろしくお願いたします。

まず、運送の主体につきましては、名称は特定非営利活動法人ひまわり、住所はふじみ野市大井691番地1です。代表者は平田邦子。事務所の位置、名称は、事務所の位置は法人と同様でございます。

事業の開始時期は、平成18年です。現在の利用会員数につきましては、富士見市の方が12人及び三芳町の方23人を含めて、あとふじみ野市を含めまして59人でやっております。使用車両につきましては、法人所有の車椅子対応車両が3台でございます。持ち込み車両のセダンが7台の合計10台で運用しております。そのうち1台が11月に車検を迎えていまして、書類の提出には間に合わなかったのですけれども、車検のほうも差しかえて市役所のほうに提出させていただきます。

それから、事故及び苦情については、今まで発生しておりません。利用者の安全、安心を心がけ、運行管理の責任者が毎日スタッフの対面点呼及び健康確認を行い、安全に運行ができるように運行管理マニュアルを作成しております。また、運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合につきましては、運行管理者の責任者の代行者がしっかりと対応しております。

続きまして、対価の変更申請につきましてご説明いたします。今回変更します値は、運送の対価以外の対価です。迎車回送料金につきまして、7キロから10キロ以内は1キロごと30円、10キロ以上は1キロごと70円を追加します。また、待機料金を10分ごとに220円を追加となっております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○事務局（ふじみ野市） 事務局のほうから補足説明をさせていただきます。ふじみ野市障がい福祉

課の岡本と申します。

特定非営利活動法人ひまわり様から提出されております旅客の名簿につきましては、事業者様からの聞き取りや台帳を確認しまして、お一人では公共交通機関を利用することが困難である旨を確認しております。

以上でございます。

○三室会長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問ございましたらお願いいたします。ご質問ございませんでしょうか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 ご質問ないようですので、更新登録申請の審査資料15及び対価の変更申請の審査資料2、ふじみ野市の特定非営利活動法人ひまわりにつきまして協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、協議が調いました。どうもお疲れさまでした。

ここで、更新登録申請の協議が全て調いました。

次に、議題の2、旅客から収受する対価の変更申請に係る協議案件についてですが、審査資料2、特定非営利活動法人ひまわりについては更新登録申請とあわせて協議を行いましたので、審査資料1、川越市の医療法人瑞友会1件の協議を行います。

それでは、川越市事務局及び事業者様からの概要説明をお願いいたします。

○医療法人瑞友会 医療法人瑞友会と申します。よろしくをお願いいたします。

本日は、前回1月に新規で福祉有償運送のほうの新規登録の申請をさせていただいたのですが、の中で今回旅客から収受する対価の中でその他の料金のところを、距離制、複数乗車ともに1,123円という金額で設定させていただきました。この金額は、一応介護保険のサービスなどである通院等乗降介助のサービスがあると思うのですけれども、その従来の金額と同等の金額を今回設定させていただきました。通院等乗降介助など介護保険サービスで適用できない目的のところでのご利用に当たって、利用者様に例えば車椅子の介助ですとか、車への乗車の介助、そういったところのサービスができるように設定をさせていただきました。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○三室会長 それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問ございましたらよろしくをお願いいたします。よろしいでしょうか。副会長、お願いします。

○笹沼委員 その他の料金のところで、これはケアプラン等があれば当然このお金に関しては介護保険のほうから出てきて、本人は1割負担から3割負担の間ということなのですからけれども、ケアプランにない形でこれを行うときに、その分の料金をもらうということなのですからけれども、ちょっと負担

金額としては大き過ぎないかなというのが正直言ってちょっと感じているところなのですけれども、運行の経費のほうに関しては、こういう金額でということはわかる。2キロまで310円なのですけれども、それに対してその他の料金のほうがちょっと余りにも大きいので、ちょっとひっかかってはいるのですけれども、このあたりの説明をお願いいたします。

○医療法人瑞友会 一応介護保険のサービスなどで単価があると思うのですけれども、それと同じ単価で10割に、1割から3割負担以外、10割、川越の単価が、単価といえますか、1単位10.42円になりますので、それに98単位を掛けたもので今回設定をさせていただきました。ほとんどケアプランに入っていますので、こういったことを使う方はなかなかニーズはないとは思いますが、ちょっと念のため補助といえますか、こういったことも見ていくということをやちょっと明確というか、今回金額を設定させていただくことでできるようにさせていただきました。

○三室会長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 前回もお話したように、利用者様へのご説明のほう、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、ほかにご質問なければ、審査資料の1、川越市の医療法人瑞友会につきまして、協議が調ったということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、協議が調いました。どうもお疲れさまでした。

ここで単価の変更申請の協議が全て調いました。

議題3、登録事項変更に係る報告案件につきましては、車両の増減等に係る報告、合計10件です。

こちらにつきましては、必要な添付資料で確認済みの案件であります。内容につきましては、資料のとおりでございます。

次に、議題4、その他、何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。マイクのほうをお願いします。

○塩盛委員 お時間長くかかってしまっているところ、申し訳ございません。志木市の福祉課長をしております塩盛と申します。

このたび私ども事業者1社しか抱えておりません。志木市社会福祉協議会のほうから、福祉有償運送の事業者としての取り下げをしたいと。県のホームページなどを見させていただいたのですけれども、新規の登録ですとか変更ですとか、そういったことには細かく資料が書いてあるのですけれども、廃止について、事業の撤退について一言も全く書かれていないので、ここで県の方ですとか、国の方ですとか、お教をいただきたいかなと思ひましてご質問させていただきました。

そして、あわせて事業者がない場合、ここに3名そろっております自治体の市町村の代表、住民の代表、そして事業者の代表として3名出ているのですけれども、その事業者いなくなった場合は、

事業者が出なくてもよろしいのかということもあわせてお尋ねしたいと思っております。

○三室会長 ありがとうございます。

ただいまのご質問は、県の方にご質問があった件についてはご回答をお願いいたします。

○日吉氏（柳委員代理） 県の交通政策課です。廃止のところが福祉有償運送のホームページではなくて、自家用有償のページのところに廃止届というものが上がっておりまして、事業所に関しては廃止してから30日以内に廃止届と、あとはうちのほう、県のほうで発行しています登録証の原本を返却していただくことになっております。

○三室会長 よろしいでしょうか。

事業者さんがいらっしゃる場合なのですけれども、実は三芳町も長らくおりませんで、そのときには委員さんのほうは事業者さんの代表というのは充てておりませんでしたので、当面はお二人でということになるかと思えます。それでよろしいですか、事務局のほうとして。ということでございますので、よろしくをお願いいたします。

ほかにごございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、事務局からお願いしたいと思えます。

○事務局 事務局からご連絡がございます。

次回の第3回の協議会の日程は、令和2年2月19日、水曜日となります。場所は、三芳町中央公民館を予定しておりますので、次回もお願いいたします。

本日の協議案件資料につきましては、事務局で回収をさせていただきますので、委員の皆様は資料を机の上に置いてお帰りくださいますようお願いいたします。

また、本日欠席された委員の方の審議案件資料及び本日の資料につきましても、各市町の事務局において回収していただくようお願いいたします。

○三室会長 ありがとうございます。

以上で本日の議題は終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、閉会を笹沼副会長をお願いいたします。

○笹沼副会長 皆さん、長時間ご苦労さまでした。

きょうは15件というかなり膨大な数の更新申請がありました。ぜひこれから皆さん、事故のなく、なおかつ利用される方々が満足されるような有償運送になればいいなというふうに考えております。

また、ちょっと情報なのですけれども、一応ちょっと今道路運送法の関係で国のほうが大幅などうか、改正を今考えているみたいで、自家有償運送の件も係ってくるのですけれども、来年の通常国会に提出されるというふうに聞いております。またいろいろ変更がありましたら、皆さんのところに

もご連絡していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

きょうは長い時間ご苦勞さまでした。